

7月31日(金)は固定資産税第2期の納期限です。

市税納期カレンダー

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月1日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	11月2日	
第4期	2月29日	2月1日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの？

①納期限を過ぎる＝滞納の発生

納期限が過ぎました。でも納期限をうっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。

②督促状の発送

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。

③差押

最短で納期限から約1カ月で差し押さえられる可能性があります！

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～256

平成27年度 国民年金の保険料免除申請受付中！

平成27年度の国民年金保険料(月額)は15,590円です。納付が難しい場合には、免除を申請しましょう。

免除の種類

全額免除	
4分の3免除	4分の1納付
半額免除	半額納付
4分の1免除	4分の3納付

月額保険料(平成27年度)

納付なし
3,900円 納付
7,800円 納付
11,690円 納付

免除が承認されると ①受給資格期間(25年)に含まれます。

②障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いになります。

※ 免除制度には審査(所得制限)があり、所得によっては受けられる免除が制限されることがあります。

※ 3/4免除・半額免除・1/4免除の方は保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります！

免除対象期間が拡大され、申請時点の2年1ヵ月前の月まで申請できるようになりました。未納期間のある方は、早めにご相談ください。免除には、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例があります。



問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線116・366

消費生活で困ったときはすぐ相談を
問合せ 市民生活課 市民・安全係
☎893-4411 内線433

「宝くじ」「ロト」等に関して申し込んでいないのに「すでに当選した」「当選確実」「候補者に選ばれた」等と、消費者に誤解を与えるような内容でダイレクトメールが送られてくる場合があります。

内容は不審な点が多く、うのみにし申し込むことによって、更なる個人情報漏れや、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

日本国内で海外宝くじの販売、発売の取り扱い、授受を行うことは刑法百八十七条に抵触します。絶対には申し込まないでください。

今回、関連した内容の被害が発生したと警察署より注意喚起の情報がりました。

県内の男性が、調査会社を名乗る者から「あなたは宝くじ当選金の分配金一億二千万円を受け取ることができます。受け取るためには当選金の十パーセントを支払う必要があります」と言われ、三千八百万円をだまし取られる被害にあいました。

宝くじの当選金にからめて現金を要求する話はすべて詐欺です。

そのような電話やハガキがあった場合には、相手の話をうのみにすることなく相談するようにしてください。

(宜野湾警察署安全・安心だより)

宝くじ当選詐欺にご用心！の巻

内線433便り 14

